

西山幹事 皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、「第2回大田区景観審議会」を開会させていただきます。

議事に入るまでの間、司会を務めさせていただきます、まちづくり推進部都市計画担当課長の西山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、ご多忙の中、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。ちょっと会場が手狭となっておりますが、その点につきまして、ご容赦いただければと思います。

今回第2回の景観審議会ということになります。前回第1回につきましては、昨年7月24日に開催させていただきました。その後、8月には、景観計画の区長決定、また公示を行いまして、昨年10月1日から景観計画の運用をスタートして現在に至っているところです。

本日の会議についてですが、お手元の次第に沿いまして進めさせていただきます。念のため、資料の確認をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1枚目といたしまして、第2回大田区景観審議会次第というものが1枚ございます。この次第の下のところに配付資料ということで、資料1から参考資料5までということで掲げているところがございますが、まず、資料1といたしまして、「大田区景観審議会委員名簿」です。こちらの裏面には、委員の皆様方の座席表、また、その座席表の下段に、区職員の席次となっております。

続きまして、資料2ということで、「大田区景観審議会の会議の公開に関する取扱要綱（案）」です。こちらも両面です。

それから、資料3となります。今回の議題のメインのテーマになりますが、「丸子橋塗装工事に係る色彩基準の適用除外について」。資料4は、A3の資料になりますが、「丸子橋関連資料」です。

資料5、横のA3になりますが、「良好な景観形成の実現に向けて（今後のスケジュール）」になります。

資料6、「第1回大田区景観審議会以降の計画周知等について」という資料です。

続きまして、資料7「大田区景観計画の運用（事前協議・届け出件数等）について」という資料で両面のものです。

それから、資料8「平成25年度大田区景観アドバイザー会議内容一覧」、こちらは表1枚の資料です。

そのほか、参考資料といたしまして、第1回目の審議会の議事録ほか、専門部会の会議の要録ということで、ホチキス止めで四つございます。

そして、昨年11月11日付になりますが、大田区報が一部ございます。

それと、本日、机上配付させていただきました「大田区色彩ガイドライン」、こちらが資料の一覧になってます。

過不足のほう、よろしいでしょうか。

ないようですので、先へ進めさせていただきます。

事務局のほうから、傍聴及び議事の公開についてのご案内でございます。

本審議会では、傍聴について認めておりますので、既に傍聴者の方については、ご入場いただいているところです。

審議会の経過等につきまして、できるだけ多くの方に大田区のこの景観のまちづくりの取り組みを知っていただくこと、また、関心を高めていただきたいと考えておりまして、この会議の内容につきましては、議事録を作成いたしまして、ホームページ等で公開させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、審議会の成立について事務局からご報告申し上げます。

審議会の成立要件についてですが、大田区景観条例施行規則第30条第6項におきまして、「審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」旨規定されております。

本日の委員の皆様方の出席状況についてですが、委員14名の内、出席11名、欠席3名という状況で、定足数は満たしています。

また、本日出席の区職員につきましては、先ほど、資料の委員名簿、資料1の裏面の座席表でご案内させていただいたとおりです。

事務局からの説明は以上となります。

それでは、これより中井会長に議事の進行についてお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

中 井 会 長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

議題が幾つか用意されておりますけれども、まず、議題1の「景観審議会の公開について」、事務局にご説明申し上げます。

西 山 幹 事 座ったまま失礼させていただきます。

本日、議題につきまして、3点、ご用意させていただきました。

まず、1点目でございます。「景観審議会の公開について」ということで、資料につきましては、資料2をご覧ください。

表題に、「大田区景観審議会の会議の公開に関する取扱要綱(案)」ということでご用意させていただきました。

冒頭、本審議会の公開につきましては、広く公開することとして、区民の関心を高めてまいりたいということをお話しさせていただきましたが、第1回目につきましては、これまで大田区の都市計画審議会も公開しておりまして、その要綱を準用する形で公開をしてきたところでは、

今回2回目ということで、この審議会の公開に関する要綱を都市計画審議会と同様に内容を定めまして、今後は、この要綱に基づきまして、会議の公開の取り扱いを進めてまいりたいと、考えているところです。

続きまして、資料2の中身につきまして、ご説明申し上げます。

資料2をご覧ください。

両面になっており、10条の構成になっております。

第1条につきまして、この要綱の趣旨を記載させていただいております。3行目でございます、会議の公開に関し必要な事項を定めるもので、根拠といたしまして、大田区の景観条例施行規則に基づいて行うということです。

そのような趣旨のもと、第2条が会議の公開についてです。原則審議会の会議は公開するものとし、ただしということで、こちらに掲げている案件に該当する場合には、非公開とすることができる、そのような取り扱いとなっているところです。

また、第2条第2項につきましては、会長のほうから次の各号に

該当する場合、または委員のほうからご指摘等があったときは、会議に諮った上、非公開とすることができる、その旨を定めております。

第3条から第9条までは、傍聴に関することです。第3条におきましては、傍聴の人数は20名以下とする旨定めております。原則です。

申込方法についてですが、こちらは当日会場の受付に申し出ていただくことによりまして、指定の用紙に住所、氏名等を記載いただくものです。

傍聴者の決定につきましては、受付時間内におきまして、先着順といたします。

また、傍聴席については、会長が指定するということで、本日、事務局の指導とともに傍聴席を設けております。

また、第7条におきましては、会議の進行の妨げになるおそれがある幾つかの事例、案件に関しましては、傍聴席に入ることができない旨を定めております。

裏面のところをご覧ください。

第8条です。第8条は、傍聴者に対する遵守事項ということで、静粛に傍聴することを基本としつつ、また、会場における写真撮影、録画、録音等はできない旨、そういったことが主に規定されております。

また、第9条におきましては、傍聴者が、この要綱の規定に従わない場合の退場の取り扱いについて規定しているものとなります。

最後に第10条といたしまして、この要綱に定めのない事項は、別に定めるということでうたわれているところです。

以上、「大田区景観審議会の会議の公開に関する取扱要綱（案）」の説明です。

簡単ですが、私からは以上となります。よろしくお願いいたします。

中 井 会 長 はい、ありがとうございます。

それでは、何かご質問やご意見ございますでしょうか。

標準的な内容だと思いますので、審議会としましては、これで差

し支えないということにさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

中 井 会 長 はい、ありがとうございます。

それでは、公開に関する取扱要綱は、案のとおり定めることが適当であるとさせていただきたいと思います。

それでは、議題の2に入りたいと思います。

「色彩基準の適用除外について」ということで、これは審議会にかけないといけない事項になりますので、本日、議論をしていただいた上で、議をとりたいと思いますけれども、それでは案件について説明をお願いいたします。

西 山 幹 事 それでは、私のほうから、資料3、資料4を用いてご説明申し上げます。

資料3のタイトルにある、丸子橋の塗装工事ということで、橋の塗り替え工事になります。この場合の「色彩の基準の適用除外の取り扱いについて」景観審議会からご意見をいただいた上で、決めていくという趣旨です。

ただいまの考え方につきましては、こちら資料3の「3の方針(案)」の下に、四角く括ったところがございまして、冒頭、委員長からございました景観計画の考え方の部分を抜き書きしております。139ページに記載されている部分です。

「次のような良好な景観形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、色彩基準によらないことができます。」とその旨、景観計画に定められています。

今回の事例につきましては、今の四角囲みの三つ目の丸にあります、「橋梁等で区民のなじみが深く、地域のイメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの。」これに該当するものかどうかは課題です。

資料3番に戻りますが、この塗り替え工事の経過について概略を説明させていただきます。

資料3の「1、経緯の概略」のところです。

こちらの工事につきましては、平成12年に丸子橋を架け替えし、塗装工事が行われております。

今回、改めて、この塗装が劣化し、塗り替え工事を行うということで話を伺っています。

なお、色彩につきましては、従前と同じ、色彩計画、後ほど写真をご覧くださいと思いますが、水色を基調にした色彩に塗り直すという事で、地域の方にもこれまで説明している状況です。

なお、多摩川ですので、川向こうの川崎市と大田区がかかわってまいります。既に25年12月から足場が組み立てられておまして、川崎側のほうから、塗り替え工事が行われるということで予定されておまして、大田区は、来年度ということで、年度をまたいだような形になります。

それで、三つ目のところに書いておまして、大田区においては、この景観計画の中で橋梁等の塗り替えは、届け出の対象になっている一方で、川崎市では、届け出の対象になっていない、という実情があります。

こういった中で、「2.議題」として整理しました。先ほどと繰り返す部分もありますが、塗り替える色は既存と同じ色を予定しているということです。

この色彩基準、同じ色ということになりますけれども、こちら二つ目にございます、大田区景観計画色彩基準の多摩川景観形成重点地区の基準を満たしていない、色彩基準から外れてきてしまう色彩、こういう状況になっています。

このことから、色彩基準の適用除外などについて検討するものです。

それでは、資料4をあわせてご覧ください。

資料4につきましては、こちらは前回の橋を架け替える際に、あわせて計画されました、「丸子橋景観設計報告書」の内容です。平成2年3月、A3の資料となっております。

1枚おめくりいただきますと、表紙の次のページでございます。

「3、現状調査・分析」ということで、下のほうにイラストが書いてありますが、イラストの左上に、現丸子橋図面ということで、

架け替え前の橋になっております。こちら橋の断面図ですが、上流から下流に向かって、描いていますから、このイラストの左側が東京都大田区側、右側が神奈川県川崎市側になっております。

昭和7年10月に起工し、昭和9年12月に完成し美観を誇ったということです。

橋の長さが約400m、幅員が11m、トラス式のアーチを組み入れましたデザインになっておりまして、県境のシンボリックな親しまれた橋ということで、当時位置づけられたものです。

当時、この橋を架け替えるということで、この架け替え前の橋を前提といたしまして、2枚目の次の資料2ページをご覧ください。

この架け替えに当たりまして、「丸子橋橋梁形成選定委員会」を当時立て上げまして、「原形イメージ保存の努力」を尊重して、橋梁の設計をしたということです。

これまでアーチが三つだったものが二つに変わるなど、若干旧橋のデザインを変えておりますが、基本的な考え方は、まちのシンボリックなアーチのデザインは、引き続き生かしていくということで、その考え方が2ページの右側の赤枠の中に記載されています。

続きまして、ちょっと資料の色が若干不鮮明で申しわけありません。3ページ目です。

こういった橋のデザインとともに、色彩のデザインについて、検討され、これが最終案ということです。

太枠の中、現丸子橋と書いておりますのは、架け替え前のアーチが三つあったときの橋で、そのときから「コンクリート色と青系塗装色の調和が、地域の歴史的景観としても定着している。」と赤枠の中に書かれています。

また、中段のあたりにも、それとともに「周辺景観に調和したランドマークとなるよう計画を行う。」と、色彩計画の中では、考えたということになっています。

具体的な視点については、その右のほうにあります、こちら上段の施設とありまして、横のほうに舗装と書いておりまして、この中に、それぞれ橋の場所を提示しており、括弧書きで、色彩の表示、マンセルの表示をしているところです。

色彩について、補足する資料として、「大田区色彩ガイドライン」を用意させていただきました。

大田区の基準とどう異なっているのかを説明したいと思います。

基本的な考え方につきましては、4ページに、「マンセル表色系による色彩の表し方」ということで、アルファベットと数値で色彩について、色相・明度・彩度という、三つの尺度を組み合わせることによって、ひとつの色彩を表現しています。

ここのエリアがどのような色彩基準になるのかということ、個別の部分につきましては、資料のほうをさらにおめくりいただきまして、ページが13、14ページのほうをご覧ください。

こちらのエリアにつきましては、多摩川にかかる橋ということで、「多摩川景観地形成重点地区」の色彩基準が適用されます。

14ページの表をご覧くださいますと、資料4の3ページの鋼アーチの下部のところ、2.5PB5/8.5というのがあります。その表示といたしますのが、「大田区色彩ガイドライン」14ページに10個ある表がありまして、右側の列の真ん中にPB系の色相のというのがあります。その中にPB系の色相の中で、基本色使用可能範囲が、青い線で引かれておりまして、ここの枠内におさまるかどうかということ、おさまれば大田区の景観基準を満たしていることとなりますが、資料4で参りますと、PBの5/8.5ということで、彩度の基準が超えてしまっている。その関係で、色彩基準から外れているという形になっています。

このようなことから、この色彩基準の検討を要するという状況に至っているわけです。

あと参考につけました4ページ以降には、「最終案検討資料」ということで幾つかのパターンを色の組み合わせを考えて、表示されており、「鋼アーチ上部分には、明るい補助色を配し、軽快なアーチの流れを感じるものとする。」といった考え方であったというものです。

さらに、5ページには、河川敷のところから見ました、下流から上流に向かってという形になりますが、遠景ということで、景観のイメージ図を載せています。



さらに、6 ページには、大田区側から見ました橋詰からの視覚、どう見えるかということを示したものです。

あと写真ということになりますが、7 ページ、8 ページで分けて記載しております。こちら7 ページに記載されております橋が、手前が東京側になりますが、3 連のアーチがありまして、これが架け替える前の古いデザインの橋です。これが8 ページということで、こちらが現在形になりますが、この8 ページの写真、アーチのところが水色の明るさの異なる2色で塗り分けられているということで、この塗り分けた色が水色では彩度が鮮やか過ぎるという状況です。

次のページに付けましたのは、当時つくりました丸子橋のでき上がったときの資料ということで、それをデータとして取り入れて印刷し直したもので、当時のコンセプト、橋の主な規模そういったものを書いてまとめたものです。

以上が丸子橋の景観設計報告書の概略の説明となります。

資料3に一つお戻りいただきますが、この色彩に関して、本日景観審議会にお諮りする前に、景観アドバイザーの方に、この件に関して問い合わせを行っております。

その資料3の一番下のところでございます、四角い枠の下のところに、景観アドバイザー会議に諮りまして、その意見の要約ということで、以下のとおり、ご意見をいただいているところでございます。

先ほどの資料4でも説明いたしまして、当初色彩に関しても検討がされていたこと、また、今回の塗りかえが、その色彩を引き継いでいくということです。また、予定されている色も大田区の景観のガイドラインから外れますが、周囲とそう違和感のある色ではないと、そういうことから色彩基準の適用除外を認めても差し支えないのではないだろうか、というご意見をいただいています。

今回は景観計画の方針に従いまして、審議会のご意見をいただいた上、こちらの資料3の3番に掲げました色彩基準によらない扱いはできるものとしてまいりたいと、考えています。

ちょっと資料が飛び飛びの説明になりましたが、私からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

中 井 会 長 はい、資料説明ありがとうございました。

それでは、皆さんからご意見やご質問をいただきたいと思いますが、ちょっと私から最初一つだけ、どの図面でもいいんですけども、県境というのは、どこになりますか。2連のアーチの真ん中。

事 務 局 2連側アーチの真ん中です。

中 井 会 長 2連のアーチの真ん中です。だから、アーチの1個は大田区で、1個は川崎市という状況で、今年度、川崎のほうは届け出が要らないということで、今回ご提示いただいている案で、今年度塗り替えますということです。そこまではもう事実報告といえますか、経過報告ということになります。

よって、何か1個のアーチだけをちょっと議論するのも、ちょっといかなものかと思うんですが、ここで皆さんからいろいろご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、色がご専門の杉山先生がいらっしゃっていないんですが、杉山先生から何かコメント等ございましたら、ご紹介お願いしたいんですが、いかがですか。

事 務 局 同じ色の塗り替えについては、認めてもいいのではないかとこの話をしましたが、隅田川の橋が大きな問題になっておりまして、色彩についてのシンポジウムが明日行われます。杉山先生からは、一様に原則的に認めるんじゃなく、議論をして判断した方がいいという意見をいただいています。

中 井 会 長 はい、ということですので、ここで少し意見交換をさせていただければと思います。どなたでも結構ですが、いかがでしょうか。どうぞ、山中委員。

山 中 委 員 確認なんですけど、今いただいた資料の4番の3ページ、ここに色のマンセル値が書いてあるんですけど、委員の方全員十分な理解をしているかどうかちょっと不安なので、アーチの部分の青色が2.5P B 5 / 8.5それぞれの意味を再度確認をお願いできますでしょうか。

中 井 会 長 はい、事務局お願いします。

西 山 幹 事 それでは、補足させていただきます。大変失礼いたしました。

「大田区色彩ガイドライン」の4ページをご覧ください。

まず、マンセル表色系という円形の色分けしたものがございます。その中に色の系統ごとにアルファベットで5Rですとか、10R、今回の表示の、5PBということで、時計で言うと8時の位置。今回該当してくる色がここに分類されています。

色相は、2.5PBです。次に明度と彩度ということで、明度は、10段階が基本で、こちらは5、明るさが10段階のうちの5番、真ん中程度になります。

／8.5は彩度になります。

彩度は、左右の方向、右の方向で差をあらわしていきまして、右へ行くほど彩度が高くなります。

14ページの先ほどの場合でいきますと、この10個ある表の中の右側の列の真ん中のPB系の色相、この中に当てはまりまして、この中に三つの長方形が書いていまして、基本色で見た場合に、表の中で明度が4以上、8.5未満の場合は彩度が1以下、明度が8.5以上の場合にも、彩度が1以下と書いています。この表の見方とあわせて13ページの(5)の色彩基準を説明すると、この基本色の中の色相が「その他」の分類に、この2.5PBというのが入ってきます。その上で、明度が4以上8.5未満の場合、彩度は1以下にしてくださいということになっています。今回こちらの計画を見ると、彩度が8.5になっています。

また、アーチの上部のところ、この正方形の中の色分けしてある一番左、右上のところですかね、こちらの2.5PBは同じなんですけど、明度が7、彩度が1以下でないといけないんですが、5ということで、この色彩計画について、判断が求められています。

中 井 会 長      はい、どうぞ。

山 中 委 員      資料4番の7ページを見ていただくと、上下二つの写真がありますが、上のほうの写真を見ると、画面上の面積で言うなら、空の面積と川の水面の面積が大変大きくて、こちらのほうの色相そのものがお天気の日だとすれば、青、青系の空があり、それを映し出す水面の爽やかな青が印象深いと思うんですけど、これに対してブルー系の色は決してそぐわなくはないと思います。

我々が審議してきたのは、都市型の建築物に関する色彩計画だったんですが、まさに川とか、空とかを含むような大規模な構造物に関しては、このブルー系の色は決して悪くないというふうに考えます。

中 井 会 長 はい、ありがとうございました。

多摩川の景観形成重点地区になっているんですけど、そこで議論してきた基準は、どっちかというところ、陸のほうの建築物の話が中心で、川そのものを特に議論してきたことではないということで、こういう川だと、やはり青系というのは、基本的にはよろしいんじゃないでしょうかというご意見だったかと思います。

はい、川尻委員どうぞ。

川 尻 委 員 私も基本的にはいいかなとは思いますが、ただ、この写真とかの時代がどういう時代かというのが、ちょっといろいろあると思います。特に、川崎のほうは、スモッグとかいろいろなことがあって、空の色というのも、当時どうだったかということもありますし、水も昔と今じゃ大分、色が違ってきているので、今現在はどういう状況なのかは、これだけだとわからないので、現在の資料があったほうが、いいんじゃないかなと思うんです。

多分実際はそんなに変わらないと思いますが、特段問題はないと思います。古い写真ばかりなので、現在の資料があったほうがいいのかという気がしました。

中 井 会 長 8 ページは、これは現在。

事 務 局 現在の新しい橋です。すみません。7 ページが先代の橋の写真で、これは平成12年前の写真です。

1 枚めくりまして、こちら8 ページ、これが近景の写真です。

中 井 会 長 ああ、そうですね。これが武蔵小杉にビルがいっぱい建っているから、これ現在の写真ですね。

事 務 局 はい、そうです。

川 尻 委 員 当時撮った写真じゃなくて、最近撮った写真というんですね。

事 務 局 そうです。この8 ページが今の写真です。この後ろのほうにある完成予想の写真、完成したときの写真というのが、竣工時の写真です。

中井会長 8ページの写真は現時点の写真ですね。  
事務局 そうです。  
中井会長 結構きれいになっているんだけど。  
川尻委員 これはまた塗りかえるんですか。  
事務局 結構そばへ行くと、やはり剥がれとか、錆があります。  
中井会長 塗装の経年劣化ですね。  
事務局 色はちょっとくすんでいます、こんな感じです。  
中井会長 ほかにはご意見いかがでしょうか。  
 はい、荘委員どうぞ。  
荘委員 ちょっと質問と意見ですけども、資料4の3ページの塗りかえに使う色彩の分布図のようなものが正方形で色分けされて載ってまして、今回外れるというのは、確認なんですけど、鋼アーチ下部・照明というところと、それから、右上の鋼アーチ上部というこの二つが外れるということですか。  
中井会長 はい、どうですか。  
西山幹事 そうです。  
荘委員 これは一応面積に大小がつけられて塗られているんですけど、大体そのぐらいの面積をイメージしたもので、大体こうなるということですか。  
中井会長 いかがでしょう。  
西山幹事 委員のご指摘は、これが塗装面積の割合も合わせて示しているという事ですね。  
荘委員 正確なものかどうかはわかりませんが、今イメージとしても、そうすると、今回外れているというところは、それほど視覚に入る面積としては大きくないのかなとか、そういった捉え方もできるのかなと思いましたので、確認です。  
西山幹事 詳細は確認できておりませんが、ほぼこれに近いような感じになると思います。  
事務局 ただ、大田区の部分のワンスパンの部分で見ると、割と上の上部の面が大きいので、過半になるはずなんです。  
中井会長 これは全体でということですね。  
事務局 はい。川崎側のほうは、ずっとアーチがない部分もあります。

中 井 会 長     そうですね。普通の橋。とりあえずは、これ何かやたら大きいのかなという気がします。余り面積はないので。

事 務 局     面積はないと思います。

中 井 会 長     ただ、基本、この資料4の8ページの写真ですか。これが案ですということでご理解いただいたほうがいいかと思います。色の割合もこんな感じですよ。

                  はい、ほかにはいかがですか。どうぞ。

庄 委 員     先ほど8ページの今の写真を見ると、これで今のでも結構いいじゃないかというようなお話もありましたけれども、やっぱりこの後、塗りがえますと、塗りたてのときというのは、またこれとぐっとイメージが変わってくると思うんですね。

                  この2.5PB 5/8.5で塗りがえると、多分当初は今この平成12年以降、現在までに区民の方々が見て、感じて、受けとめているイメージとは、また違ったものが出現して、それがまた紫外線で色あせていってということで、またなじんでくるというようなことにはなると思うので、これは提案なんですけども、まず塗り替え直後の状況、見え方と、それから何年後だとかこうなるという、そういう退色の度合いみたいなものもあわせて管理されていくと、塗り替え時期の参考になるのかどうかはわからないですけども、少なくとも周囲と違和感のある色であるのかなのかということの極めて曖昧な部分がもう少しはっきり管理できるのかなというふうに思うので、ご検討いただければと思います。

中 井 会 長     はい、貴重なご意見ありがとうございます。

                  多分この資料4の10ページが、これは塗りがえ直後に近いイメージなんですね。

事 務 局     そうですね。はい。

中 井 会 長     気持ち彩度がやっぱり上がっている気はしますね。これは実際の写真ですか。

事 務 局     そうです。

中 井 会 長     塗りがえ直後はこんな感じの色合いになるということだと思います。若干今の8ページの写真よりは、鮮やかさが強く出る感じがあります。

山中委員 これは入札の。

中井会長 それもあるんですよ。

山中委員 再現は難しいと思いますね。

野原委員 カラー写真だとまた違いますね、写真は・・・。

中井会長 こちらの先生方は、いかがですか。

はい、どうぞ。

大澤委員 色自体の話ではないんですが、手続面の質問なんですけれども、実際にもう既に川崎のほうでは塗られているというお話だったと思うんですけれども。

中井会長 足場だけですか。

大澤委員 足場だけですか。これからもう塗る作業はもう始まるということなんです。

事務局 はい、始まります。

大澤委員 やはりこの審議会を受けて、川崎市で塗ることが決定するように、今の段階で、仮にこの色だと、やはり望ましくないという意見があったとしても、もう実際動き始めているものなので、変えようがないと思うんです。

今後、あの橋は県境の橋であるとか、そういう公共施設があった場合、大田区側の意見、景観審の手続を経た後に動き出すように調整をしていただきたいなと思うんですが、どうですか。

中井会長 正論だとは思いますが、実現可能性も含めてどうですか。

西山幹事 はい、景観の取り組みというのは、やはり川崎とも連携しながらということで、私ども景観計画ができる前に挨拶に行く中で、そういった関係、これから一緒にやっていきましょうよということで、話も進めているところですので、今日の審議会の際の意見等も踏まえて伝えていって、また、川崎市も川崎市で、初めて、大田区は橋梁まで対象にしているんだという認識を持っていただいたかと思えますので、これを契機に、引き続き、川崎市ともお互いに見える景色をいいものにしていけたらと思っておりますので、よろしく願いします。

中井会長 よろしく願いします。実務的には、これは大田区側を一気にしてくれれば問題ないと思います。

野原委員 少なくとも川崎市側は今のマンセル値で行きますというのは、決まっているんですか。というか、それが変わっちゃうということが、逆にあり得たりするんですが。

西山幹事 はい、現在のこちらで出されている計画が変わってくるということは、ありません。

野原委員 もし、川崎市側がちょっと違うペンキで塗るという事が、起きてしまったらどうするのかという質問です。

西山幹事 それは困ってしまいますけど、今のところは、大丈夫というふうに私どもは踏んでおります。その辺のところをきちんと確認しながら、景観に関心を持っていただくということで、進めてまいりたいと思っています。

中井会長 はい、平澤委員どうぞ。

平澤委員 色彩については、異論はない。それで、逆に言うと、当初は何でこの色で決めたかなというところのそもそもこの色にした経緯みたいなものがわかるといいのかなと。

それから、橋なので、面というより線の色でしょうかね。だから、どっちかという、パンチのきいた色でもいいのかな。ただ、車の運転だとか、そういうこともあるので、あんまり派手過ぎてもいけないなと思うんですけど、建築よりはもう少し彩度のあるもののほうが何か存在感があるかなという気もしないでもないんですけど、色については、そんなに悪くないなという印象ですけど、そもそも論というのが、ちょっと知りたいなというところですよ。

中井会長 はい、ありがとうございます。

これはどうですか。

52年じゃなくて、そもそもということで、昭和7年だから、それはわからないでしょうけど、ここの色を、架け替えのときにも多分色についていろいろ議論されたと思うので、その辺何かわかりますか。

西山幹事 架け替えの当時の前の橋から含めての考え方といいますのが、こちらの一、二ページのところに考え方が整理されているところにして、当初昭和7年のときに起工されて、前の橋ができ上がったということになっております。



その際に、色彩においても、この当時、計画の中でどういうふうにするかというのは検討されてきたということの記載が3ページのところになります。3ページの先ほどの説明とダブリますが、上のほうに赤囲みしています、コンクリートアーチ橋とタイドアーチ橋の組み合わせということで、これを踏まえて、計画をしたようです。

発端はこの資料だけからはなかなか読み切れなかった部分もありますが、前の橋から色、デザイン等を継承してきており、今後もさらにやっぺいこうという考え方で整理されているようです。

中井会長 はい、これは私の想像なんですけど、昭和7年に架けたときに、あの色をしていたかどうかは、実はわからないんですよ。これは白黒写真です。当時残っているのは。だけど、その後、どこかの時点で青色になって、架け替えのときには、もうその青色で既に長い時間が経過していて、地域としては割合と青でイメージが定着していたと、だから、架け替えした後も青を基本に考えていきたいと思いますというようなことだったんじゃないかなと。

山中委員 ここから見えるあの橋の色です。（環8：蒲田陸橋）

中井会長 そう、似ていますね。あの色の感じですね。

山中委員 ええ。

中井会長 本当の当初からあの青だったかどうかは、ちゃんと資料物を当たって見ないとわからなくて、今の写真は白黒なので、わからないわけですね。

野原委員。

野原委員 2点ほどなんですけど、1点目は、技術的で細かい話になるんですけど、今回旧橋から新橋に架け替えたときに、単色ではあれなのでとって、上部と下部と塗りかえたんですね。このとき、基本色というのは、要は色相が全体で一致していれば、これはやっぱり一体として基本色として捉えて判断するのかどうかというのが、ある程度皆様で協議されたほうがいいのかと思うので、これ自身特に問題はないと思っているんですけど、ちょっと確認していただきたいというのが1点目です。

2点目は、今回橋梁の話だったんですけど、いろいろ考えてみると、これは何か歴史的な建造物とか、そういうときにおいても、こ

の塗りかえパターンというのは、結構同じことが起き得るなという可能性もあるなと思ひまして、そういう意味で、ひょっとしたらこの三つ目が橋梁等で地域のランドマークの役割を果たしているものとなつてはいるんですけど、場合によっては、歴史的とか、地域の中で非常になじみの深い建造物であっても、同じようにここでまさに議論をすることでどうかというようなことを判断するのが一つ加わってというか、運用としてはあってもいいのかなというふうな気がしましたので、その辺に関して事務局としての考え方をお聞かせください。

中 井 会 長      はい、お願いします。

西 山 幹 事      そうですね。こちらの先ほど資料3の四角囲みのところは、色彩基準によらないことができますということで、幾つかの例示ということで、この景観計画をつくるときに、こういったものが想定されるんじゃないかということで、つくってきたものです。野原委員のほうからも、例えば、そういった建造物等も含めて、やはり塗り替えると、先ほど荘委員のほうからもお話がございました。結構色が退色とかして変わってくることもありますので、そういうことも含めて、建造物等についても考えるに際して、皆様からもご意見を伺いながら、よりいい方向に進めてまいりたいというふうに考えております。

中 井 会 長      はい。基本色とかそのところはどうですか。これは今日議論しているのは、基本色として議論していますという、そういう認識で、よろしいですか。

西 山 幹 事      はい。

中 井 会 長      じゃあ、杉田委員どうぞ。

杉 田 委 員      今回の件を見ていて、私も特に異論はないんですけども、今回橋で、特に丸子橋の塗りかえで、適用除外という話があつて、その地域でなじみがあるとか、地域性とか、歴史性を重視してというのはわかるんですが、例えば、ほかの橋でもそういったことが起こってくると、適用除外をするものと、基本のベースで基本的にこの景観計画で守っていこうというふうにやっていくものと、バランスがどこまで個別性を重視して、どこまで全体の統一を図っていくの

かという考え方がすごく大事になってくると思うんです。その辺のことを今後ちょっと注意しながら、この適用除外を議論するとき、その辺を少し整理していかなければいけないのかなというふうに感じました。

中 井 会 長 はい、これはいかがですか。今の杉田委員のは、今回都道の橋なんですけど、区道の橋についてもということだと思っんです。

はい、その辺どうですか。

西 山 幹 事 まさに、今後もですね、まだ景観計画、昨年10月からスタートしてやっと約半年行こうかというところですので、こういった事例等も今後出てくるのが想定されます。

やはりそういったものについては、私ども事例等を積み重ねていく必要もありますので、こういった場でご意見等を伺いながら、今後具体的な方向性を定めていければ、より望ましいのではないかなと思っているところですよ。

中 井 会 長 それでは、大体これぐらいでよろしいでしょうか。

皆さん、基本的に色についてはご異論がないというご意見でしたので、審議会の意見としましては、提案どおりの塗りかえで差し支えなしとさせていただければと思っます。よろしくお願ひします。

ただ、審議の手順とかですね、それから、川崎市との調整だとか、あるいは今後の適用除外の運用とかですね、幾つか大事なご意見、あるいは資料の見せ方とかですね、そういうのもありましたので、そのあたりは意見として次回の案件に引き継いでいただければと思っます。よろしくお願ひします。

それでは、議事の3に移りたいと思っます。

「良好な景観形成の実現に向けて」ということで、公共施設ガイドライン、表彰制度、景観資源・景観まちづくりという三つが小項目として用意されておりますが、一括して説明をよろしくお願ひします。

西 山 幹 事 それでは、資料に基づいて説明させていただき、資料につきましては、横書きA3になりますが、資料5をご覧ください。

「良好な景観形成の実現に向けて」ということで、今後のスケジュール、考え方、現時点のものを整理させていただいたところですよ。

こちらのほうに公共施設ガイドライン、表彰制度、景観資源・景観まちづくりということで、グルーピングを大まかにしているところ です。

公共施設のガイドラインにつきましては、景観形成におきまして、公共施設の果たす役割が大きいということで、かねてから、景観計画の中でも行政、公共としての役割を果たしていくことが重要という認識に立っております。

このような観点から、資料5の公共施設の考え方につきまして、部内のほうで、また関連する部局とも連携しながら、ガイドラインの整理に向けて、今動いているところです。

また、ガイドライン策定とともに連携調整の列のところには、今後幾つかの事業が動いてまいりますので、そういった事業について、例えば、幾つかの事業はモデル事業として選定して、それについて、より景観の観点から望ましいところに考えを誘導していくことを進めてまいりたいと考えております。

また、庁内におきましても、職員に、景観に対する理解を深めてもらうことで庁内研修、こういったものも今年度中には進めていきたいと考えています。

次年度以降、公共施設のガイドラインについて、ワーキンググループで、庁内の関連部局のメンバーを募りまして、そういった中で、さらに大田区として公共施設のガイドラインの考え方を整理して、まとめてまいりたいと考えています。

その他の部分でいきますと、表彰制度ということで、こちらについては、景観に関しては、景観資源ですとか、大田区でも景観計画の中で位置づけているところです。

そういった中で、いろいろな表彰制度というものがございます。景観に関しても、そういった表彰制度につきまして、さらに景観計画の中で検討していくということで頭出しをしておりますので、具体的な取り組みに向けて進めてまいりたいと考えているところです。

あわせて、景観資源ということで、大田区の一つの景観づくりにおきましては、三つの景観づくりということで、市街地類型、景観資源、重点地区という中で、景観資源が一つの大きな構成要素にな

っていきますので、この景観資源を増やしていく取り組み、仕組づくりに向けた具体的な検討、また景観法に位置づけられています景観重要建造物、さらには、景観重要樹木、そういったものについて検討をしていく中で、さらに具体的な指定に向けて考え方を整理してまいりたい。

大枠については、このようなことで、推進してまいりたいと考えているところです。

資料5の説明については、簡単ですが、以上です。

中 井 会 長 今スケジュールをもとにお話をいただきましたけれども、資料5でいくと、今上のほうの2月のところ、景観審議会第二回と書いてあるのが現時点で、これから1年余の予定ということになりますと、今のご説明のあった、公共施設ガイドライン、表彰制度、景観資源・景観まちづくり、この三つとも、1年ぐらいをかけて検討をし、取りまとめといいますか、仕組みの構築を確定させたいというような説明だったと思います。

スケジュールについては、ご了解をいただけるものと思いますけれども、特に、内容としてですね、公共施設のガイドラインをつくるなら、こういうところにぜひ留意してくださいというお話であったり、あるいは表彰制度としてこういうものが大田区ではいいんじゃないかというようなご提案であったり、あるいは景観資源や景観まちづくりを進めていく上でのご意見等がございましたら、広くお受けできようかと思っておりますので、お願いできればと思います。

どなたでも結構です。いかがでしょうか。

加藤委員どうぞ。

加 藤 委 員 今回は、こういう良好な景観形成を実現に向けてということで、三つほど書かれているんですけども、私はもっと区民の方々を巻き込むというような施策も必要じゃないのかなと思います。

それで、一つは、区民向けにということで、せっかく18のまちづくりということで、18の地区に分けてカルテをつくられて、こういう景観をそれぞれに地域でやっていきたいと思いますということで、ホームページにも載っているんですけども、それが全然区民のほうには伝わっていないと思います。

ですから、せっかく地域毎にこういう景観の観点でやっていこうよという区の方針みたいなものをですね、例えば、特別出張所の出入り口のところに掲載して、景観というものは、大田区はこういうふうに考えているんだよということを知っていただくというきっかけになるとかですね。せっかくつくったマップをもう少し区民によく見てもらえるような形に、何か広報活動をされるとか。

もう一つは、区民参画型という形で、私最近台東区で開催した、まちづくりリーダー育成ということで、下町塾というのがあったんですけれども、同じような区民参加型のワークショップということで、まちづくりとか、景観をこういうふうにしようということで活動をされていて、結構、幅広く男性、女性、年齢関係なしに、まちづくりのワークショップをみんなでやって、自分たちの地域をこういうふうにやっていこうという活動をされています。

それで、下町塾というか、台東区でやったのは、もう21回目だということで、基本的には、ずっと区内の人だけを対象にしていたんですけれども、今年から区外も対象ということで、80名も応募されて、ワークショップを行っています。

今日はお休みですけれども、杉山先生もそのカリキュラムの一講師をされていて、それで、私よかったなと思うのは、ワークショップ七、八人でまちを見て、ここはこうだ、ここはああだねということで、最終的にまちづくりの提言をやっていくんですけれども、その中で、たまたま七、八人が、男性のほうがちょっと多かったんですけれども、学生さんも入って、リタイアした人も入って、現役の人も入ってという、いろんな人の男女もいて、いろんな意見が聞けて、計画対象になった地域の住民の人にこういう形でやったらどうですかという案を発表会みたいなものをやりました。

もっとまちづくりとか、景観に関して関心を持っていくような、そういう住民を巻き込んだ活動も何かされていったらいいんじゃないかなと思いました。

中 井 会 長      ありがとうございます。

事務局のほうで、何かコメントございましたら。

西 山 幹 事      景観のまちづくりの関心を高めていく中で、やっぱり区民の方

が参加できる機会を今後設けていくということは、ご意見いただきましたので、また今後、次年度こういった制度を検討する中で、どういう方向で進められるか考えてまいりたいと思います。

それから、18ということ、大田区で18色の緑づくりですとか、18の特別出張所のエリア分けをされてますので、そういった中で、緑のマップというのをつくられているところでございます。

それにあわせて、景観ということで私どもつくっているものがありますので、そういったところとのさらなる連携を図りながら、より他の施策と組み合わせながらやっていくことも、また重要なことというふうに思っているところです。

中 井 会 長      ぜひ積極的に進めていただければと思います。

ほかには、ほかの委員の皆さん、どうでしょう。こちらの先生方……。

じゃあ、大澤委員。

大 澤 委 員      先ほどの加藤委員の話に絡めてなんですけれども、区民を巻き込む施策ということなんですが、例えば、景観資源であるとか、景観重要樹木を選定していく際に、やはり区民から意見をもらうであるとか、そういうことは考えられているのでしょうか。

西 山 幹 事      この取り組みの中で、先ほど、ちょっと緑の関係でということ、景観とともに大田区でグリーンプランというものを策定して、緑の取り組みを進めているところでございます。

その中で、うちで言うと、景観重要樹木の事業と重なってくる部分になるんですが、地域の樹木の調査ですとか、次年度、今度緑のほうでやっていくというところもありますので、その中で、地域のほうから上げていただいたりということも聞いておりますので、連携を図っていくのが景観についても重要な視点と思っています。

中 井 会 長      もともとこの景観資源というのは、景観計画の中に今入れているのは、割合と区民が広く共有できそうなものを最低限これぐらいはということで入れていて、これは今後、区民提案型でぜひ追加していきましようというのが、もともとの趣旨だったと思うので、ぜひこちらの景観資源・景観まちづくりの検討の中で、そういう提案をどうやって促していくかとか、提案をどうやって受け取っていく

かといったようなところも、ぜひ検討に入れていただければと思います。

はい。ありがとうございます。ほかはどうでしょう。

荘委員どうぞ。

荘 委 員 区民を巻き込んでというところは、私も全くそのとおりだと思っているんですけども、ただ、今ここで言っている区民というのは、やっぱり成人した大人以上のことを何かやっぱり想定されていると思うんですけども、ちょっと具体的にアイデアが余り思い浮かばないんですが、やっぱり子供というか、次の世代に対する何か景観教育とか、そういった興味を喚起するというか、何かそういったような工夫も一緒に、これはちょっと優先順序は下がってくるのかもしれないんですけども、そういった工夫も何かしていけると、先につながるなという感じは非常にしています。

中 井 会 長 はい、ありがとうございます。

小・中学校とかそういうところにご協力いただきながらということなんだろうと思います。

その点、どうですか。

西 山 幹 事 将来を担う子供たちに対する教育も大事かと思います。いろいろ環境部局でもそういったことをやっていますし、やはり景観についても、そういう気持ちを持っていただくというのが大事だと思いますので、どういう形、どういう検討ができるかわかりませんが、そういったことを頭の隅に入れながら考えていくことはしてまいりたいと思っています。

中 井 会 長 はい。ほかは、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

中 井 会 長 それでは、折に触れてといいますか、大事なタイミングでは審議会にご報告をいただいて、審議会でいろいろ意見を言っていただきながら、1年ぐらいかけて検討するということですので、審議会としては、大事な折々のご報告を忘れないようにしてくださいというをお願いしておきたいと思います。

それでは、これで議事は終わりですけど、あと報告事項があるんですでしたか。



西山幹事 はい。

中井会長 では、報告事項をお願いします。

西山幹事 それでは、報告事項について、何点がございますので報告させていただきます。

資料につきましては、資料6のほうをご覧ください。

昨年、大田区の第1回の景観審議会7月以降となりますが、それ以降の計画等の周知、また策定の状況ということで、月ごとに整理させていただいたものでございます。

こちらにつきましては、7月24日の景観審議会の立ち上げを皮切りに、8月には計画の決定、また9月の区報におきまして、施行の案内記事の掲載、また、それとともに関係する団体に対する事前説明ということで9月に行っております。

その中で、昨年10月1日には、景観計画運用開始ということになりました。その後、11月11日ということで、皆様のお手元にも配付させていただきました、大田区で景観のまちづくり、景観計画スタートしましたというご案内を区報11月11日号の1面でさせていただいたところです。

その後、関係団体の周知や部会の開催を12月一杯ということで、年内実施してきた状況です。

そういった経過を経まして、本日2回目の景観審議会ということで、進めてきているところです。

資料7もまとめてご説明させていただきます。

続きまして、恐縮ですが、資料7をご覧ください。

昨年10月1日に、大田区景観計画がスタートいたしまして、1月末まで、スタートしてから4カ月の状況がどうだったかというのを、件数、届け出についてまとめたものです。

こちら表の見方ですが、1列目のところに、事前相談の件数、それから事前協議、アドバイザー会議、届出と、変更届出ということがありまして、2行目のところに、合計60件ということで、この景観の届け出に該当してくる案件が、約4カ月で60件ほどありまして、その内訳を整理したものが、下の行です。

1行目の一番左に、景観形成重点地区として、四つの地区があ

りますので、その届け出として25件あった。60件のうち、25件がこの重点地区に該当する届け出だったということです。

結構、多い割合になったという理由が、この重点地区の中に、国分寺崖線というエリアが入っています。これは、田園調布多摩川の周辺の台地部の国分寺崖線の一帯のエリア、重点地区と指定しておりまして、こちらは届け出対象が、いわゆる戸建ての住宅も対象となってきますので、件数もかなり伸びている状況です。

その内訳というので、下のほうに円グラフ二つありまして、事前相談件数25件で、国分寺崖線では、ここの割合が事前相談で言いますと、約8割とかなりな割合になっています。

表の見方といたしまして、先ほど景観重点地区四つとともに、その下のところには、市街地類型ということで、これは景観の三つの景観づくりの市街地類型、大田区景観計画では、届け出になる場合、この市街地類型のいずれかに該当してきますので、その中で見ると、60件のうち、約半数31件が住環境保全市街地ということで、これは国分寺崖線のエリアも該当してまいります。そういった低層系の住居系、そういった用途の届け出がかなり割合として多かったということです。

それから、横のほうに目を移していただきますと、事前協議届出ということで、事前協議の提出件数が23件、合計のところですね。2行目と、届け出が30件ということで、数は合っていないんですが、この運用当初は、この表の下のところに、右下に囲っており、運用開始当初、事前協議書の提出が不要だった物件もありますので、その関係で件数が異なっています。

基本的には、事前相談を受けますと、事前協議、届け出と流れていきます。

あと表の見方として、事前協議の列がありまして、提出ということで、2行目のところに23件とありまして、その内訳としては、協議中のもの、終了のものということで、書いています。

その隣には、アドバイザー会議ということで、これは特定の一定規模以上の建築物で、該当するものについてアドバイザー会議に諮るということで景観計画の中で位置づけております。

具体的には、高さ4.5m以上、延べ床面積1万㎡以上、建築物の場合ですが、そういったものが3件ほどあるということです。

届け出についてその横の列、件数30件のうち、届け出中、終了ということで、届け出中が2件、終了したものが28件ということになっています。

裏面のほう、ちょっと資料の字が小さくて恐縮でございます。この届け出の流れについて事前相談から上から下への流れについて、フローで、これは景観計画の内容の一部ページをコピーしたものです。

事前相談に始まりまして、二つ目の枠のところ、大田区景観条例に基づく手続ということで、景観法に基づいて景観計画を策定しているところですが、あわせて大田区の景観条例に基づきまして、事前協議ということで、下のほうにございます景観法に基づく手続、30日より前に事前協議を行って、その中で、事前協議を通じて事業者とやりとりし、良好な景観誘導に向けた働きかけを行ってまいります。

先ほど申し上げました、この大田区景観条例に基づく手続の中に、特定大規模建築物それ以外の場合ということで、特定大規模建築物は景観アドバイザーの意見聴取ということで、そういう流れを踏んでいるところです。

これが届け出の上から下、事前相談、事前協議、届け出までに至る流れです。

2行目のところにあります、先ほど件数が合わないというところで、10月1日から施行されておりますので、それより前のものについて、届出不要だった案件があるということをお示しさせていただいたものが、図の説明となります。

資料8もよろしいですか。

中井会長 はい、続けてください。

西山幹事 資料8、こちら先ほど申し上げました、景観アドバイザー会議で、大田区は、都市計画、緑化、色彩ということで、三つの分野の専門の先生にアドバイザーということでお願いしているところです。

月2回開催ということで、昨年6月から始めまして、1月29日

まで、これまで16回行っています。

先ほどの大規模な建築物に対する意見聴取とともに、例えば区の施設の池上梅園の改良工事ですとか、そういった区の施設の工事も含めて、幾つかの物件について助言等をいただきながら事業を進めているところです。

そういったものを一覧として、6月以降の状況ということで、整理させていただきました。

これが資料8の説明ということで、簡単ですが、以上となります。よろしく願いいたします。

中井会長 ありがとうございます。

報告事項でございますが、ご質問等ございますでしょうか。

この景観アドバイザー会議というのは、大体月2回ぐらいのペースでやられているということで、大変熱心にやっていただけているのかなと思います。

それから、件数でいくと、4カ月で60件なので、大体180件が年間というようなイメージを持ってよろしいんですかね。

西山幹事 はい。

中井会長 まあまあ、そこそこの数かなという感じですね。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

中井会長 それでは、本日のこちらで用意いたしました議事は、以上でございますので、以上をもちまして、大田区の景観審議会を閉会したいと思います。はい。どうぞ。

加藤委員 多分去年の10月ぐらいだったと思うんですけども、高さ制限条例があったと思うんですけども、高さをどういうふうにするかというのも結構景観との絡みが強いと思うんですけども、例えば、上空のほうからですね、パッと見た感じ、大田区の地形が臨海部、低地部、台地部とか、そういうのがパッと見えるよとか、それを崩さないような形での高さ制限とかですね、大田区らしさを残す高さ制限というのがあると思うんですけども、そういう環境関係のもの、高さとはどういうふうな形でリンクされているのか、教えていただきたいんですけども。

中 井 会 長 はい。これは幹事からお願いします。

西 山 幹 事 高さの制限ということでお話が出まして、大田区におきましては、都市計画に高度地区という制度があります。その高度地区という制度の導入に向けた検討ということで、取り組みを進めているところです。

この制度を導入いたしますと、基本的には、建築物の高さが用途地域ごとに定められ、その高さを超える建築物は、基本的には建てられなくなります。その検討を昨年4月以降進めていまして、導入に向けて、この4月以降、素案の策定に向けて、今動いているところです。

素案の策定に先立ちまして、基本的な考え方ということで、この間の都市計画審議会にもお諮りしまして、今その整理を進めているところです。

今後、順調に進めば、27年度中には高度地区の地区指定が行われるというような形になっています。

景観審議会の中の大澤委員と山中委員には、その高度の検討ということで、委員として加わっていただきまして、ご意見をいただきながら進めている状況です。

中 井 会 長 それは、どこかでこの審議会にも報告していただけたほうがいかなと思うんですが。

西 山 幹 事 次回の景観審、今後のスケジュールに入れさせていただいておりますので、その中に報告ということで、あわせてご説明させていただければと思っております。今日は、口頭ということで申しわけございませんでした。

中 井 会 長 はい。では、それはそのように、また両委員にはご苦勞をかけますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、本日の景観審議会は、これで閉会とさせていただきますと思います。

どうもありがとうございました。

午後3時20分閉会